

各空港事務所の管轄区域

東京航空局管内

名称	位置	管轄区域
丘珠空港事務所	札幌市	北海道のうち札幌市、江別市、石狩市、北広島市及び石狩振興局管内
新千歳空港事務所	千歳市	北海道のうち小樽市、旭川市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、美唄市、芦別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、後志総合振興局管内、空知総合振興局管内、上川総合振興局管内、留萌振興局管内、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内
稚内空港事務所	稚内市	北海道のうち稚内市及び宗谷総合振興局管内
函館空港事務所	函館市	北海道のうち函館市、渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内
釧路空港事務所	釧路市	北海道のうち釧路市、帶広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内
三沢空港事務所	三沢市	青森県
仙台空港事務所	名取市	岩手県 宮城県 秋田県 福島県
百里空港事務所	小美玉市	茨城県
成田空港事務所	成田市	千葉県
東京空港事務所	大田区	栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
新潟空港事務所	新潟市	山形県 新潟県

大阪航空局管内

名称	位置	管轄区域
小松空港事務所	小松市	富山県 石川県 福井県
中部空港事務所	常滑市	岐阜県 愛知県 三重県
大阪空港事務所	豊中市	滋賀県 京都府 大阪府（八尾空港事務所及び関西空港事務所の管轄に属する区域を除く。） 兵庫県 岡山县
八尾空港事務所	八尾市	大阪府のうち八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市及び南河内郡（航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあっては大阪市及び堺市のうち北緯三四度三五分四八秒東経一三五度三六分二秒の地点を中心とする半径九キロメートルの円内の部分を含む。） 奈良県
関西空港事務所	泉南郡 田尻町	大阪府のうち堺市（航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあっては八尾空港事務所の管轄に属する区域を除く。）、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡 和歌山县
美保空港事務所	境港市	鳥取県 島根県
広島空港事務所	三原市	広島県
岩国空港事務所	岩国市	山口県（北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。）
徳島空港事務所	板野郡 松茂町	徳島県
高松空港事務所	高松市	香川県
松山空港事務所	松山市	愛媛県
高知空港事務所	南国市	高知県
福岡空港事務所	福岡市	福岡県（北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。） 佐賀県 長崎県のうち対馬市及び壱岐市
北九州空港事務所	北九州市	山口県のうち下関市、宇部市、長門市、美祢市及び山陽小野田市 福岡県のうち北九州市、行橋市、豊前市、京都郡及び築上郡
長崎空港事務所	大村市	長崎県（福岡空港事務所の管轄に属する区域を除く。）
熊本空港事務所	上益城郡 益城町	熊本県
大分空港事務所	国東市	大分県
宮崎空港事務所	宮崎市	宮崎県
鹿児島空港事務所	霧島市	鹿児島県
那覇空港事務所	那覇市	沖縄県